

指定管理者に関する第三者評価シート

1 施設の概要

(評価実施年度： 令和 5 年度)

施設の名称	東大阪市民美術センター	指定期間	2	年度～	21	年度	
		選定方法	公募				
		指定管理者名	東大阪花園活性化マネジメント共同体				
所管部課名	人権文化部 文化室 文化のまち推進課	評価機関名	仰星監査法人				
施設の設置目的	美術その他芸術の振興を図り、市民文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。	主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別展示・文化芸術普及事業 ・貸館業務、施設管理業務 				
設置時期	平成 9 年度						
主な料金体系 (有料・無料等)	一部有料(東大阪市民美術センター条例及び東大阪市民美術センター条例施行規則に従う)						

2 管理運営状況等

年度	実績						今年度(予算)		次年度(見込)	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
供用(開館)日数	262	263	308	307	307					
収支状況 (千円)	収入総額	65,706	70,383	78,178	89,487	91,427				
	指定管理者委託料	62,425	64,760	66,754	66,919	65,984				
	利用料金収入	2,363	3,389	5,913	4,788	5,123				
	自主事業収入	918	2,234	4,563	17,780	20,320				
	その他収入	0	0	948	0	0				
	支出総額	62,622	67,737	74,853	88,887	91,427				
	人件費	20,316	20,754	22,012	28,175	29,197				
	施設維持管理費	23,956	23,701	28,754	35,176	35,176				
	事業費	18,350	23,282	24,087	25,536	27,054				
	その他支出	0	0	0	0	0				
収支差額	3,084	2,646	3,325	600	0					

※ 令和2年10月1日より、東大阪花園活性化マネジメント共同体が指定管理者となる。
(令和2年4月1日から令和2年9月30日までは、公益財団法人東大阪市民文化振興協会が指定管理者)

3 第三者評価の総括

仕様書等の基準を超えて優良な場合は「S」
 仕様書等の基準通り実施された場合は「A」
 仕様書等の基準を下回り、一部に不備が見られる場合は「B」
 管理運営上不適切な部分があり、改善が必要な場合は「C」

評価の観点	第三者評価(評価できる点や要改善事項)		
	個別評価 S A B C	指定管理者に対する 主な意見	施設担当課に対する 主な意見
有効性 施設の設置目的が十分に達成出来たか？	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
効率性 経費の低減等の効果があったか？	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
適正性 公の施設に相応しい適正な管理運営が行われたか？	B	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書に提出遅れがあり、連絡遅滞が発生している。 ・行政のモニタリングにより提出書類の遅延が指摘されているが、改善されていない。 ・非常口ドアの前に、物品が置かれていたため、避難経路の確保のために位置を移動すべきである。 ・現在も学芸員を配置し適切に管理しているが、よりよい美術品の管理のため、文化庁が作成する「文化財(美術工芸品)保存施設、保存活用施設 設置・管理ハンドブック」等を参考に今後も美術品の適正な管理に努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記について適宜指定管理者と協議を行い、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。 ・文化庁からの発出、他市の状況等を踏まえて、美術品の具体的な管理方法や求める管理水準を定めた要綱等の制定を検討するべきである。
継続性 財務状況 財務健全性が確保され、適正な会計処理が実施されているか？ 労務管理状況 職員の労働環境整備に向けた適切な取り組みが実施されているか？	A	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。	検討した範囲で、特段問題となる点は認められなかった。
	A	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。	検討した範囲では適切に取り組みが行われているものと認められた。
今後期待される点や その他特記事項	最終評価 A	一部の業務について不備が認められるものの、利用者ニーズの把握を踏まえたサービス提供面での創意工夫、収支の改善努力が窺え、全体的に指定管理者の他施設運営経験を活かした業務運営が行われているものと評価した。不備の改善と併せて、今後利用者のさらなる満足度の向上、来館者数増加に向けた取り組みに期待する。	